

法人 都民税 事業税の清算事業年度予納申告書（第8号様式） 地方法人特別税 記載の手引

目 次

- この申告書の用途等、お知らせ 1ページ
- 税率表
（都民税均等割の税率表、事業税及び地方法人特別税の税率表、都民税法人税割の税率表）... 2～3ページ
- 各欄の記載のしかた 4～7ページ
- 納付書（第12号の2様式）記載の手引 8ページ

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告に基づいて都民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載の手引において「平成22年旧地方税法」といいます。）第53条第5項による申告）をする場合並びに当該事業年度の所得、付加価値額又は収入金額を解散していない法人の各事業年度の所得、付加価値額又は収入金額とみなして事業税及び地方法人特別税を申告（平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）する場合に使用してください。
- (2) この申告書の「提出用」及び「提出用写」を、本都内の主たる事務所又は事業所（以下、事務所又は事業所を「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に提出してください。
- (3) 平成22年10月1日以後に解散した法人が確定申告をする場合は、第6号様式を使用してください。

・申告内容のご相談や郵送・電子申告による申告書のご提出は、所管の都税事務所（都税支所）・支庁へお願いします。
 ・東京都主税局ホームページから、申告書・届出書等の様式がダウンロードできます。他にも、都税事務所（都税支所）・支庁のご案内や都税に関する様々な情報を掲載していますのでご覧ください。（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）

お知らせ



便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）を通じて、インターネットを利用した電子申告、電子申請・届出、電子納税を受け付けています。また、地方税共通納税システムにより、全ての都道府県・市区町村へ一括して電子納税できるほか、事前に登録した金融機関口座から直接納税できるダイレクト納付もご利用いただけます。申告から納税までの手続を一貫して行うことができる便利な電子申告等をぜひご利用ください。

■利用可能な手続

令和2年1月1日現在

手続	税目 法人事業税・特別法人事業税・法人都民税 地方法人特別税	事業所税（23区内）	固定資産税（23区内） （償却資産）
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人事業税減免申請 ※ ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ・承認等の申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細 など	—
電子納税	○本税の納付 ○見込納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	—

※中小企業者向け省エネ促進税制の減免手続も行うことができます。

■お問い合わせ先

・利用手続に関すること

eLTAX ホームページ

eLTAX ヘルプデスク

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

☎0570-081459

・申告内容、納税に関すること

〔電子申告、電子申請・届出〕

〔電子納税〕

所管の都税事務所の各税目担当

所管の都税事務所の徴収管理担当

（IP電話などからの電話番号は、eLTAXホームページをご確認ください。）



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

(1) 都民税均等割の税率表

税率表の見方

- 1 以下の分類にしたがって、Ⅰ～Ⅲ表を参照してください。
- (1) 都内の**特別区のみ**に事務所等を有する法人・・・Ⅰ表
- ・2以上の特別区に事務所等を有する場合は、主たる事務所等所在の特別区の均等割額に、従たる事務所等所在の特別区の数に応じた均等割額を加算します。
- (2) 都内の**特別区と都内の市町村**に事務所等を有する法人・・・Ⅱ表
- (事業年度途中で特別区・市町村間の異動をした法人を含みます。)
- ・道府県分の均等割額と、事務所等が所在する特別区の数に応じた特別区分の均等割額を合算します。
- (3) 都内の**市町村のみ**に事務所等を有する法人・・・Ⅲ表
- ※Ⅱ表、Ⅲ表に該当する法人は、市町村分の均等割を各市町村へ申告してください。
- 2 「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等など」に該当するのは、以下の法人です。
- (1) **公共法人** (法人税法別表第一に掲げる法人)
- 公益法人等** (地方税法第24条第5項、第294条第7項に規定する法人)
- ・地方税法第25条第1項、第296条第1項の規定により均等割を課することができないものを除きます。
- ・公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。
- (2) **収益事業を行う人格のない社団等**
- (3) **一般社団法人・一般財団法人**
- (4) **その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人**
- ・保険業法に規定する相互会社を除きます。

(年額、単位:円)

法人の区分等		特別区内の 従業者数	Ⅰ表		Ⅱ表		Ⅲ表
			特別区のみに事務所等を有する法人		特別区と市町村に 事務所等を有する法人		市町村のみに 事務所等を有する法人
			主たる事務所等が 所在する特別区 (道府県分+特別区分)	従たる事務所等が 所在する特別区 (特別区分)	道府県分	特別区分	道府県分
公共法人、公益法人等 など		—	70,000	50,000	20,000	50,000	20,000
上記以外の法人	1千万円以下	50人以下	70,000	50,000	20,000	50,000	20,000
		50人超	140,000	120,000		120,000	
	1千万円超～1億円以下	50人以下	180,000	130,000	50,000	130,000	50,000
		50人超	200,000	150,000		150,000	
	1億円超～10億円以下	50人以下	290,000	160,000	130,000	160,000	130,000
		50人超	530,000	400,000		400,000	
	10億円超～50億円以下	50人以下	950,000	410,000	540,000	410,000	540,000
		50人超	2,290,000	1,750,000		1,750,000	
	50億円超～	50人以下	1,210,000	410,000	800,000	410,000	800,000
		50人超	3,800,000	3,000,000		3,000,000	

資本金等の額

資本金等の額とは、①「資本金の額又は出資金の額」と、②「株主等から法人に払込み又は給付をした財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの等(例:資本準備金、加入金)」の合計額(①+②)をいいます。(法人税法施行令第8条、同第8条の2)

保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の23の2(第45条の3の2)の規定により算定した金額を指します。

資本金等の額の判定時期は、申告の種類によって異なります。

- ① 確定申告、仮決算による中間申告、清算予納申告又は清算確定申告
- 各申告にかかる法人税額の課税標準の算定期間の末日(事業年度の末日)
- ② 予定申告
- 当該予定申告にかかる6月の期間の直前の法人税額の課税標準の算定期間の末日(前事業年度の末日)

従業者

均等割の算定に用いる従業者とは、事務所等に勤務し給与の支払いを受けるべき者をいいます。派遣労働者や、アルバイト、パートタイマー、日雇者等の他、非常勤の者(例えば重役や顧問等)も従業者数に含めて算定してください。

従業者数の算定にあつては、当該特別区内にある事務所等の**算定期間末日現在の従業者数の合計**を用いてください。

均等割の計算

事務所等を有していた期間が1年に満たない場合の均等割は、(年額×事務所等を有していた月数)÷12 の算式により算出します。

月数の算定は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは、1月とします。また、算出した税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

(2) 事業税及び地方法人特別税の税率表

* 受託法人(法人課税信託の受託者である法人又は個人について法人課税信託に係る信託資産等が属する者)の税率については、所管都税事務所等にお問い合わせください。

事業税の税率表



※普通法人及び特別法人は年所得額、収入金額課税法人は年収入金額により、それぞれ判定してください。

- (注1) ① 資本金又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、解散の日の現況によります。
- ② 所得又は収入金額は、税率を乗じる直前の課税標準額(申告書第8号様式の「所得金額総額③」の欄(当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額)が年2,500万円以下であるかどうか又は「収入金額総額④」の欄(当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額)が年2億円以下であるかどうか)により判定します。
- なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人についての所得又は収入金額の判定は、分割される前の総額によります。
- ③ 事業年度が1年に満たない場合の所得金額(年2,500万円以下)又は収入金額(年2億円以下)の基準については、次によります。
- この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
- $$\frac{2,500\text{万円(所得金額)又は}2\text{億円(収入金額)}}{12} \times \text{その事業年度の月数}$$

(注2) 3以上の都道府県において事務所等を有している法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上であるかどうかの判定は、解散の日の現況によります。

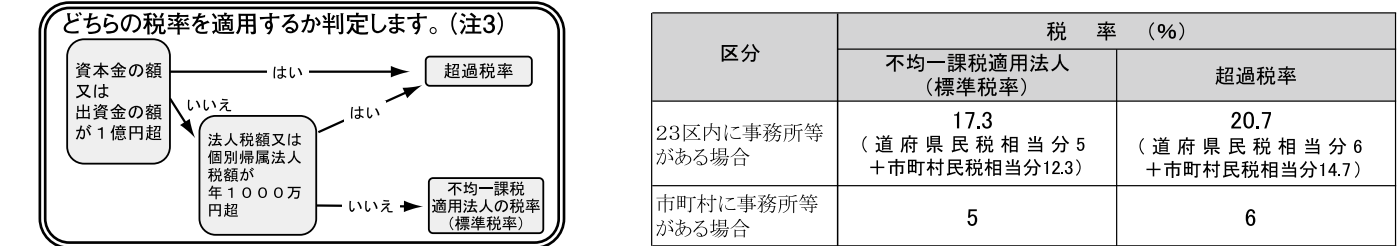
区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)			
			平成20年10月1日から平成22年9月30日までに解散した法人		平成11年4月1日から平成20年9月30日までに解散した法人	
			不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
所得を課税標準とする法人	普通法人	所得割	年400万円以下の所得	2.7	2.95	5
			年400万円を超え年800万円以下の所得	4	4.365	7.3
		軽減税率不適用法人	年800万円を超える所得	5.3	5.78	9.6
			軽減税率不適用法人		10.08	
	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人〕	所得割	年400万円以下の所得	2.7	2.95	5
			年400万円を超える所得	3.6	3.93	6.6
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人	収入割		0.7	0.765	1.3
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(注1①)〕 *特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く。	所得割	年400万円以下の所得	(1.5)	1.69	—
			年400万円を超え年800万円以下の所得	(2.2)	2.475	—
			年800万円を超える所得	(2.9)	3.26	—
			軽減税率不適用法人		—	7.56
		付加価値割		—	0.504	—

- ・()内の税率は、東京都では事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。
- ・外形標準課税は、解散の日を含む事業年度開始の日が、平成16年4月1日以後である場合に、適用されます。

地方法人特別税の税率表 (平成20年10月1日以後に解散した法人に適用されます。)

課税標準	法人の種類	税率(%)
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	81
	外形標準課税法人	148
基準法人収入割額		81

(3) 都民税法人税割の税率表 (昭和56年8月1日以後に解散した法人に適用されます。)



- (注3) ① 資本金又は出資金の額が1億円以下であるかどうかの判定は、解散の日の現況によります。
- ② 法人税額は、税率を乗じる直前の課税標準となる税額(申告書第8号様式の「課税標準となる法人税額⑥」の欄が年1,000万円以下であるかどうか)によって判断します。
- なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人についての法人税額の判定は、分割される前の総額によります。
- ③ 事業年度が1年に満たない場合の課税標準となる法人税額(年1,000万円以下)の基準については、次によります。
- この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
- $$1,000\text{万円} \times \text{その事業年度の月数}$$

3 各欄の記載のしかた

法…地方税法

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
1	「※処理事項」	記載する必要はありません。
2	金額の単位区分(けた)のある欄 単位区分に従って正確に記載してください。 また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。	
3	「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4	「所在地」 本店の所在地を記載してください。 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人で、他の道府県に本店がある場合は、本都内の主たる事務所等の所在地を併記してください。	
5	「清算人自署押印」及び「経理責任者自署押印」 この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人で本店が他の道府県に所在する場合は、記名押印で差し支えありません。
6	「従前の事業種目」 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7	「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」 清算中の事業年度の末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をそれぞれの欄に記載してください。 なお、「資本金の額又は出資金の額」の()内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載してください。	
8	「都民税 事業税 地方法人特別税の清算事業年度予納申告書」 この申告書が修正申告書である場合は、空欄に「修正」と記載してください。	
9	「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」 法人税の申告書(別表20(1))の10の欄の金額(同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)を記載し、かつこ内には、使途秘匿金の支出額の40%相当額(同表の5の欄の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(同表の4の欄の金額)の合計額を記載してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び本都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、当該記載の手引を参照して、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)に記載のうえ当該⑧の欄の金額を第8号様式⑥の欄に記載してください。
10	「法人税法第68条(同法第144条を含む)の規定による所得税額の控除額 ②」及び「法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額 ③」の各欄 (②から③までの欄) ②及び③の欄は、下記のアからウの場合ごとに記載してください。 ア. 法人税の申告書(別表20(1))の34の欄で控除した金額が同表の31の欄に係る金額のみの場合には、同表の34の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を②の欄に記載してください。 イ. 法人税の申告書(別表20(1))の34の欄で控除した金額が同表の32の欄に係る金額のみの場合には、同表の34の欄の金額を③の欄に記載してください。 ウ. 法人税の申告書(別表20(1))の34の欄で控除した金額が所得税額及び外国税額のそれぞれを含む場合には、同表の34の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を②の欄に記載してください。	
11	「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額④」 法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を記載してください。	
12	「還付法人税額等の控除額 ⑤」 「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」(第6号様式別表2の3)の「当期控除額⑤」の「計」の欄の金額を記載してください。	
13	「課税標準となる法人税額 ①+②+③+④-⑤ ⑥」 (1) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の⑧の欄の金額を記載してください。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
14	「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 ⑦」 2以上の都道府県に事務所等を有する法人の場合は、②及び③の欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
15	「法人税割額(⑥又は⑦× $\frac{100}{100}$)⑧」 ②及び④の欄の金額の合計額を記載してください。	24「東京都に申告する場合の⑧の計算」の欄を参照のうえ記載してください。
16	「外国の法人税等の額の控除額 ⑨」 「外国の法人税等の額の控除に関する明細書」(第7号の2様式)の⑬の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、同表の⑭及び②の欄の本部分の金額の合計額)を記載してください。	
17	「利子割額の控除に関する計算」(⑲から㉑までの欄) (1) ⑲の欄には、「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」(第9号の2様式)の「計5」の③の欄及び「利子割額の都道府県別明細書」(第9号の3様式)の「合計④」の欄と同じ金額を記載してください。 (2) ⑳の欄には、⑲の欄の金額と⑧の欄の金額から⑨の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載してください。 (3) ㉑の欄には、⑲の欄の金額から㉒の欄の金額を控除した金額を記載してください。	法人が継続又は合併した場合を除き、㉑の欄の金額を均等割額若しくは事業税額に充当し、又は還付することはできません。清算中に課された利子割額は、残余財産確定申告において法人税割額から控除することができなかった金額がある場合に、還付又は充当されます。 2以上の都道府県に事務所等を有する法人で本店が他の道府県に所在する場合、㉒から㉑までの欄は記載しないでください。
18	「利子割額の控除額 ⑩」 ⑳の欄の金額を移記してください。	
19	「差引法人税割額 ⑧－⑨－⑩ ⑪」 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
20	「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額⑬」 ②⑤及び②⑦の欄の金額の合計額を記載してください。	
21	「⑬× $\frac{100}{100}$ ⑭」 ②⑥及び②⑧の欄の金額の合計額を記載してください。	
22	「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑮」 この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨ててください。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは、1月とします。	算定期間中に事務所等又は寮等の設置又は廃止があった場合の月数は、設置又は廃止の日を含めて計算してください。
23	「円× $\frac{10}{12}$ ⑯」 (1) 次に掲げる法人の区分ごとに下記の金額を記載してください。 ア. 特別区に事務所等又は寮等を有する法人 2ページ都民税均等割の税率表Ⅰ表又はⅡ表により、「均等割額の計算に関する明細書」(第6号様式別表4の3)を作成し、その⑧の欄の金額 イ. 本都内の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人 2ページ都民税均等割の税率表Ⅲ表により算定した金額 (2) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
24	「東京都に申告する場合の⑧の計算」(㉑から㉔までの欄) (1) ㉑の欄は、特別区にのみ事務所等を有する法人にあっては、⑥の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の「分割課税標準額」の「本部分」の「特別区分」の欄の金額を記載してください。 (2) ㉒の欄は、本都内の市町村のみに事務所等を有する法人にあっては、⑥の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の「分割課税標準額」の「本部分」の「市町村分」の欄の金額を記載してください。 ただし、本都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、次の算式により算定した金額を記載してください。 $\text{法人税額} \times \frac{\text{本都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者数の総数}}$ (3) ㉑及び㉒の欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	②②及び②④の欄の税額計算にあたっては、3ページの都民税法人税割の税率表を参照のうえ税率の記入及び税額計算をしてください。
25	「東京都に申告する場合の⑭の計算」(㉕から㉘までの欄) (1) ㉕の欄は、特別区にのみ事務所等を有する法人にあっては法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあって	法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の都民税

区分	各 欄 の 記 載 の し か た	留 意 事 項
	は同表の7の欄の金額を「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の都民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た額に「本都分」の「特別区分」の「分割基準」の数値を乗じて得た金額を記載してください。 (2) ②7の欄は、本都内の市町村のみに事務所等を有する法人にあっては法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、同表の7の欄の金額を「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の都民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た額に「本都分」の「市町村分」の「分割基準」の数値を乗じて得た金額を記載してください。 (3) ②5及び②7の欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち、「分割基準」の欄の合計の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。
26	事業税の「所得割」(③2から③7までの欄) (1) ③2の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあっては「所得金額に関する計算書」(第6号様式別表5)の②7の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の⑤5の欄の金額を記載してください。 (2) ③3から③5までの各欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれに定める金額を記載してください。 ア. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の①8から①20の欄のうち「本都分」の金額を記載してください。 イ. 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ③2の欄の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合においては、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはその金額を③3の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合においては、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ③3及び③4の各欄に、年800万円を超え年800万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ③3、③4及び③5の各欄に記載してください。 ウ. 特別法人(協同組合等) 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を③3の欄に、年400万円を超え年800万円以下の金額を③3の欄に、年800万円を超え年800万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ③3、③4及び③5の各欄に記載してください。 (3) ③7の欄は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載してください。 (4) ③3から③7までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	(1) 収入金額課税法人(電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人)は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、③2の欄の金額が400万円を超え800万円以下の金額であるときの③4の欄の金額は、③2の欄の金額から③3の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、③2の欄の金額が800万円を超える金額であるときの③5の欄の金額は、③2の欄の金額から③3及び③4の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出してください。 (3) 軽減税率が適用されない法人とは、解散の日において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。 (4) ③3から③5までの各欄及び③7の欄の税率計算にあたっては、3ページの事業税の税率表を参照のうえ税率の記入及び税額計算をしてください。
27	「付加価値割」(③8及び③9の欄) 外形標準課税法人(法第72条の2第1項第1号イに規定する法人)は次のように記載してください。 (1) ③8の欄は、「付加価値額及び資本金等の額の計算書」(第6号様式別表5の2)の①0の欄の金額を記載してください。 (2) ③9の欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。 ア. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の②2の欄の「本都分」の金額 イ. 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ③8の欄の金額 (3) ③9の欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	③9の欄の税額計算にあたっては、3ページの事業税の税率表を参照のうえ税率の記入及び税額計算をしてください。
28	「収入割」(④0及び④1の欄) 収入金額課税法人のみが次のように記載してください。 (1) ④0の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。 ア. 電気供給業及びガス供給業を行う法人 「収入金額に関する計算書」(第6号様式別表6)の③の欄の金額 イ. 生命保険会社又は外国生命保険会社等「収入金額に関する計算書」(第6号様式別表7)の⑤の欄の金額 ウ. 損害保険会社又は外国損害保険会社等「収入金額に関する計算書」(第6号様式別表8)の⑦の欄の金額 エ. 少額短期保険業者「収入金額に関する計算書」(第6号様式別表8)の②の欄の金額	(1) イ.ウ.エ.収入金額課税とすることは、代理・代行業務等による収入金額も含めてください。 ④1の欄の税額計算にあたっては、3ページの事業税の税率表を参照のうえ税率の記入及び税額計算をしてください。

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
	(2) ④①の欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。 ア. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の②④の欄の「本部分」の金額 イ. 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ④①の欄の金額 (3) ④①の欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
29	「既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額④④」 平成22年旧地方税法第72条の29第1項ただし書の規定により、この申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等(その解散の時からその分配又は引渡しをしようとする時までの間に生じた法人税法第2条第18号に規定する利益積立金額がある場合には、その利益積立金額を含みます。以下同じ。)を超える部分の分配又は引渡しをしている場合のそのを超える部分の金額(その事業年度の期間中に2回以上解散当時の資本金額等を超える残余財産の一部の分配又は引渡しをしているときは、その解散当時の資本金額等を超える金額の合計額)に係る事業税として納付した金額を記載してください。	
30	「この申告により納付すべき事業税額 ④②-④③-④④ ④⑤」及び「④⑤の内訳」の各欄(④⑥から④⑧までの欄) ④⑤の欄は、④②の欄から④③の欄及び④④の欄の金額を控除した金額を記載し、④⑥から④⑧までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、④⑥から④⑧までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載してください。	
31	「所得割に係る地方法人特別税額④⑨」(④⑤①の内訳) 「課税標準」の欄は標準税率が適用される法人については「計③⑥」又は「軽減税率不適用法人の金額③⑦」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、「基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書」(第6号様式別表14)の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載してください。	(1) ④⑨から④⑤④までの欄は、平成20年10月1日以後に解散した法人が申告する場合に、記載してください。 (2) ④⑨及び④⑤①の欄の税額計算にあたっては、3ページの地方法人特別税の税率表を参照のうえ、税率の記入及び税額計算をしてください。
32	「収入割に係る地方法人特別税額④⑤①」(④⑤①の内訳) 「課税標準」の欄は標準税率が適用される法人については、「収入金額④①」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、「基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書」(第6号様式別表14)の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載してください。	
33	「この申告により納付すべき地方法人特別税額④⑤①-④⑤②-④⑤③ ④⑤④」 ④⑤④の欄は、④⑤①の欄から④⑤②の欄及び④⑤③の欄の金額を控除した金額を記載してください。	
34	「所得金額の計算」(④⑤⑤から④⑥①までの欄) 法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人以外の法人が次のように記載してください。 (1) ④⑤⑤の欄は、法人税の明細書(別表4)の35の欄「総計」の金額を記載してください。 (2) ④⑤⑥の欄は、法人税の明細書(別表4)の35の欄「総計」の計算上損金に算入している所得税額がある場合において、当該所得税額を記載してください。したがって、法人税法第40条の規定により納付した所得税額を損金に算入していない場合においては、記載する必要はありません。 (3) ④⑤⑦の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受けた法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書(別表4)の26の欄の金額を記載してください。 (4) ④⑤⑨の欄は、「欠損金額等及び災害損失金の控除明細書」(第6号様式別表9)の当期控除額の「計」の欄の金額を記載してください。 (5) ④⑥①の欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされている法人税法第59条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする場合に「会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金額等の控除明細書」(第6号様式別表11)の④⑥①の欄、④⑥②の欄又は④⑥③の欄の金額を記載してください。	
35	「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ④⑥②」 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えて記載してください。この場合に記載する金額は④⑤⑤、④⑤⑥及び④⑤④の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	<記載の手引における注意点> 申告書、記載の手引の「各欄の記載のしかた」及び「留意事項」中の法人税の明細書の欄の番号や引用条項等は、申告書及び手引の作成時期や適用事業年度の違い等により、表記の番号や引用条項等とずれが生じる場合があります。その際は、必要な読み替えをしていただきますようお願いいたします。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。